

塩尻市立中学校の運動部活動の取り組み方針（改定版）

平成31年4月
塩尻市教育委員会

長野県教育委員会では、心身の発達途上にある中学生期のスポーツ活動が、「スチュエーデント・ファースト」（生徒本意）の精神に基づく、適切で効果的な活動となることを目指して平成26年2月に、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を定めました。

本市では、中学生期のスポーツ活動は、「心身の成長」、「楽しい学校生活と仲間づくり」、「生涯におよぶ健康づくり」、「競技者の育成」等の意義があり、「生きる力」をはぐくむために重要なものと位置づけており、その上で、学校教育の一環として行われる部活動のあり方について、その果たす意義や役割を踏まえ、県指針に基づき、各中学校を中心に、保護者、社会体育指導者等も交えて検討し、平成26年7月に、本方針を策定し、運用してきました。

本方針策定後、5年が経過しようとする現在、教育等に関わる課題が一層複雑化・多様化し、県内の中学生期のスポーツ活動を巡っては、年々運動部活動への加入率は低下し、また、体力・運動能力や競技力の向上に関わる課題への対応や、多様化する生徒のニーズへの対応など、速やかに抜本的な改革が必要とされています。このため、長野県においては、平成31年2月に、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」が改定されました。

本市においても、運動部活動が生徒の健やかな成長につながる活動となり、また、将来にわたり持続可能なものとするため、県指針及び学校における働き方改革の基本方針等を受け、本市の中学校運動部活動の取り組み方針を改定するものです。

1 学校での取り組み

<運動部活動の活動基準>

(1) 休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けます。
（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、他の週末に振り替える）
- 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定します。
（できるだけ平日に行うよう配慮する）

(2) 1日の活動時間

- 平日の活動時間は、長くとも2時間程度とします。
- 学校の休業日（学期中の週末を含む）の活動時間は、長くとも3時間程度とします。

なお、大会の参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮します。

(3) 朝部活動の廃止

放課後の活動時間を確保し、朝部活動は廃止とします。

(「朝の活動の時間」と位置づけてきた、生徒が自主的に行う活動についても同様に廃止)

※朝のスクールバスの運行時間との関係により実施している朝部活については、運行時間の調整ができ次第、廃止します。

(4) 社会体育活動について

これまで、放課後の部活動と社会体育活動を一体に行わないこととし、部活動と社会体育活動の責任の所在を明確にしたうえで運用してきました。しかし、活動が拡大し、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧され、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題等が指摘されています。このことから「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」を廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行うか、または「地域において実施されている社会体育活動」に移行します。

(5) 部活動運営委員会

各校にある既存の「部活動運営委員会」において、保護者、外部指導者等との話し合いを行い、年間計画を立て、活動方針内容等を保護者及び生徒に周知します。

2 学校における活動方針

(1) 校長は、本指針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定します。

(2) 校長は、上記(1)の活動方針を学校ホームページへの掲載等により公表します。

3 指導・運営に係る体制の構築

市教育委員会は、長野県教育委員会と連携して、学校の管理職を対象とした研修等を行うとともに、「部活動指導員」の配置に努めます。

3 その他

「長野県中学生期のスポーツ活動指針（改定版）」との比較

項目	県指針	市教委方針
休養日の設定	○学期中 週当たり2日以上 (平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上) ○長期休業中 休業期間の半分以上	同左
1日の活動時間	○平日 長くとも2時間程度 ○学校休業日(週末含む) 長くとも3時間程度	同左
朝部活動の廃止	原則として行わない ※放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合は可	廃止 (「朝の活動の時間」と位置づけてきた、生徒が自主的に行う活動を含む)
社会体育活動 (部活動の延長)	・「学校管理下で行われる運動部活動」として行う ・「地域において実施されている社会体育活動」に移行する	同左
スポーツ活動運営委員会	各中学校区に設置 (学校、保護者、地域の関係者等の参加)	既存の各学校の「部活動運営委員会」を活用する(学校、保護者、地域の関係者等の参加)